

区議会のしくみ

区議会の役割

足立区は介護保険や高齢者、障害者の福祉施策や、道路、公園の維持管理、保育園や学校の建設や運営、図書館の管理運営、さらにはごみの収集や、災害対策事業など、みなさんの日常生活に関わる身近な仕事をしています。本来、こうした日常生活に身近な問題は、区民のみなさんが自分たちで考え、話し合い、解決し、実施していくことが重要です。



しかし、区民のみなさんが一堂に会して話し合いをしたり、物事を決めたりすることは、実際には大変難しいことです。そこで、みなさんの代表として区議会議員を選挙で選びます。

区議会議員で構成する議会は、みなさんに代って、予算や区法律である条例など、区の重要な事項を決定します。

また、みなさんの生活のいろいろな問題を話し合い、それをどう解決すべきかを区長に提案したり、自らの方針を定めるといった大切な役割も担っています。

区議会議員

議長と副議長

区議会議員は区内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人から、選挙で選ばれます。議員の定数は、自治体の人口に応じて法律で上限が定められています。足立区の人口では56人が上限ですが、区の条例で定数を50人としています。

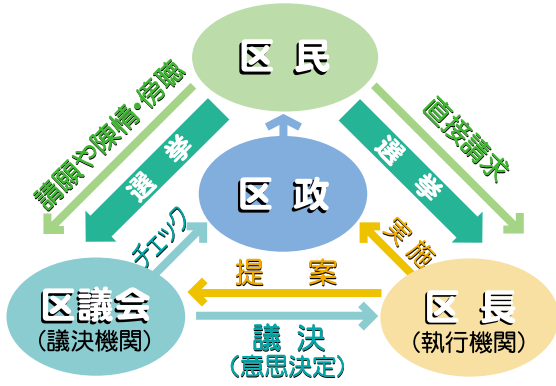
また、対外的には議会を代表して、様々な会議や行事に出席したり、議会の意見表明も議長の名前で行います。

区議会と区長の関係

区議会は、みなさんの生活に関わる重要な事項を決めているため、「議決機関」と呼ばれています。

一方、区長は、区議会で決められたことに基づいて実際に区の仕事を進めているため、「執行機関」と呼ばれています。

区議会と区長は、それぞれ独立した対等な立場であり、お互いに協力し、時にはけん制もしながら、住みよい足立区の実現に向けて努力しています。



定例会と臨時会

区議会の会議には、定例会と臨時会があります。定例会は、年4回(2・6・9・12月)開かれます。そのほか必要に応じて臨時会が開かれます。

区議会の招集は、すべて区長が行いますが、議員定数の4分の1以上の議員から招集の請求があったときは、区長は議会を招集しなければなりません。

副議長は、議長が病気や出張などで不在のとき、または議長が何らかの理由で欠けたとき、議長職務を行います。

本会議

全議員で構成する区議会の会議を「本会議」といいます。区の重要な事項は、すべてこの本会議で決定します。

本会議では、区議会の最終的な意思を決定するほか、区長などに対して、区の方針や仕事全般について質問をして、説明を求めたりします。

提案された議案のほとんどは委員会に付託して、各委員会で実質的な審査を行います。

委員会

最終日の本会議では、付託された委員会での審査経過と結果が報告され、賛成・反対の意見を出しあつた後、表決を行います。

本来自議会で、議員全員が一堂に会する本会議で、全ての事項を決定するのが理想です。

しかし、区議会で取り扱う問題は数も多く、内容も幅広い分野にわたっており、全てを本会議で審議するには膨大な時間がかかり、能率的ではありません。

そこで、様々な問題をそれぞれ部門別に分けて専門的・能率的に審査するため、区議会議員で構成される「委員会」を設置しています。

委員会には常設されている「常任委員会」、議会の円滑な運営を図る「議会運営委員会」、必要に応じて設置する「特別委員会」の3種類があります。

現在、足立区議会には、6つの常任委員会、議会運営委員会、3つの特別委員会を設置しています。

会派

区議会の意思は多数決によって決められます。そこで、所属政党が同じ議員や、同じような考え方をもち議員がグループを作つて活動すれば、自分たちの

議決

区議会の仕事で重要かつ代表的なものは、区長や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決めることです。これを「議決」といいます。

議会で決める事項は法律で定められており、区の仕事で重要なものは、ほとんど区議会の議決が必要です。主なものは、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結、財産の取得・処分などがあります。

選挙・選任・同意

区議会は、議長、副議長や選挙管理委員会の委員、補充員を選挙し、議会の委員会の委員を選任します。

また、区長から提出される助役、収入役、監査委員、教育委員会の委員等、主要な人事案件について同意するかどうかを決めます。

区政が正しく運営されているかを調査したり、事務の執行状

区議会の仕事

区議会の活動は補佐し、事務を処理するために置かれています。事務局は、本会議や委員会の運営の補助、請願・陳情の受付、議事録の作成や議会広報の発行、議会活動のための調査などを行っています。

みなさんの生活に関わる問題でも、それが国や都の仕事であるため、区では解決できないこともあります。この様な場合、区議会の意思を「意見書」や「要望書」にして、大臣や都知事等の関係機関に提出し、問題の積極的な解決を求めていきます。

また、区議会の意思表明として、「決議」を行うこともあります。

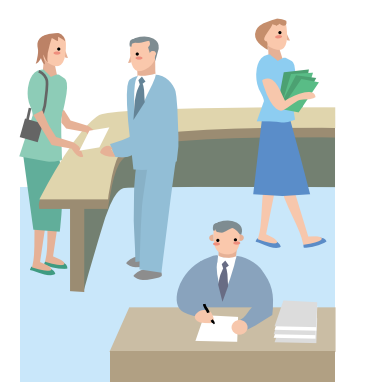
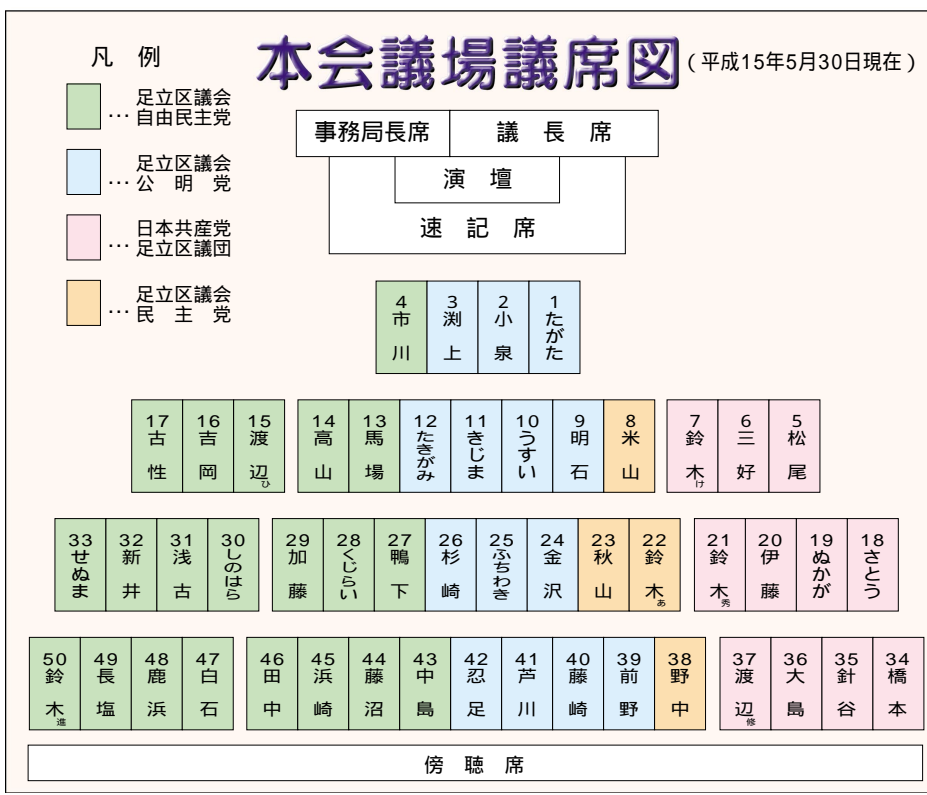
区政の調査・検査及び監査

区政が正しく運営されているかを調査したり、事務の執行状

区議会事務局

区議会の活動は補佐し、事務を処理するために置かれています。事務局は、本会議や委員会の運営の補助、請願・陳情の受付、議事録の作成や議会広報の発行、議会活動のための調査などを行っています。

みなさんの生活に関わる問題でも、それが国や都の仕事であるため、区では解決できないこともあります。この様な場合、区議会の意思を「意見書」や「要望書」にして、大臣や都知事等の関係機関に提出し、問題の積極的な解決を求めていきます。



意見書・要望書の提出と決議

みなさんの生活に関わる問題でも、それが国や都の仕事であるため、区では解決できないこともあります。この様な場合、区議会の意思を「意見書」や「要望書」にして、大臣や都知事等の関係機関に提出し、問題の積極的な解決を求めていきます。

また、区議会の意思表明として、「決議」を行うこともあります。